

資料

地域指定の概要

指定区分	事項	根拠法令	指定要件及び基準
辺地	地	<p>辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律</p> <p>辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令</p> <p>辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行規則</p>	<p>1. 辺地であること。</p> <p>① 地域の中心を含む5km以内の面積の中に50人以上の人口を有すること。</p> <p>② 辺地度点数が100点以上であること。</p> <p>2. 公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て総合整備計画を定め、総務大臣に提出すること。(総合整備計画を定めようとするときは、あらかじめ県知事と協議しなければならない。)</p>
過疎	疎	<p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法</p>	<p>1. 指定要件</p> <p>【基本的な要件】</p> <p>①及び②に該当する市町村を過疎地域とする。</p> <p>① 人口要件(以下のいずれかに該当すること)</p> <p>ア 昭和50年国勢調査から平成27年国勢調査までの40年間の人口減少率が28%以上であること。</p> <p>イ 高齢者比率(65歳以上)が35%以上であるか又は若年者比率(15歳以上30歳未満)が11%以下の場合、昭和50年国勢調査から平成27年国勢調査までの40年間の人口減少率が23%以上であること。</p> <p>ただし、ア、イの場合、平成2年国勢調査から平成27年国勢調査までの25年間で10%以上人口増加している市町村は除く。</p> <p>ウ 平成2年国勢調査から平成27年国勢調査までの25年間の人口減少率が21%以上であること。</p> <p>② 財政力要件</p> <p>平成29年度から令和元年度までの3カ年平均の財政力指数が0.51以下であり、かつ、公営競技収益が40億円以下であること。</p>

起債対象事業	主な財政上の特例措置
<p>1. 電灯用電気供給施設</p> <p>2. 道路及び渡船施設</p> <p>3. 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車(車庫を含む。)、渡船施設又は寄宿舍</p> <p>4. 診療施設</p> <p>5. 飲用水供給施設</p> <p>6. 電気通信に関する施設</p> <p>7. 農道及び林道(常時公共の用に供するものに限る。)</p> <p>8. 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教員又は職員のための住宅</p> <p>9. 学校給食の実施に必要な施設及び設備</p> <p>10. 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に設けられる体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設</p> <p>11. 公民館その他の集会施設</p> <p>12. 保育所、幼保連携型認定こども園及び児童館</p> <p>13. 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設</p> <p>14. こども家庭センター</p> <p>15. 下水処理のための施設</p> <p>16. 消防施設(庁舎を除く。)</p> <p>17. 住民の交通の便に供するための自動車(雪上車を含む。)</p> <p>18. 除雪機械</p> <p>19. 農林漁家の生活の改善を普及し、又は産業教育の拡充、保健福祉の増進等に資するための総合的な施設</p> <p>20. 農業(畜産業を含む。)、林業又は漁業の経営の近代化のための施設のうち、共同利用施設その他の施設で総務省令で定めるもの</p> <p>21. 地場産業の振興に資する施設のうち、生産施設、加工施設、流通販売施設その他の施設で総務省令で定めるもの</p> <p>22. 観光又はレクリエーションに関する施設</p>	<p>1. 地方債による措置</p> <p>総務大臣に提出した総合整備計画に基づいて実施する公共的施設の整備に要する経費について、地方債で措置し、その元利償還金の80%について地方交付税に算入</p>
<p>1. 地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資金</p> <p>2. 交通の確保又は産業の振興を図るために必要な政令で定める市町村道(融雪施設その他の道路の付属物含む。)、農道、林道及び漁港関連道(市町村が管理する県道を含む。)</p> <p>3. 漁港及び港湾</p> <p>4. 地場産業の振興に資する施設の政令で定めるもの</p> <p>5. 中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所</p> <p>6. 観光又はレクリエーションに関する施設</p> <p>7. 電気通信に関する施設</p> <p>8. 住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両のうち総務省令で定める事業者の事業の用に供するもの</p> <p>9. 下水処理のための施設</p> <p>10. 一般廃棄物処理のための施設</p>	<p>1. 補助等の特例</p> <p>① 公立小中学校の統合に伴う校舎・屋内体育館の新増設5.5/10(通常1/2)</p> <p>② 公立保育所の新増設等5.5/10(通常1/2)</p> <p>③ 公立以外の保育所の新増設等2/3(通常1/2)</p> <p>④ 消防施設(機械器具及び設備)購入又は設置5.5/10(通常1/3)</p> <p>⑤ 統合に伴う公立小中学校教員住宅の建築5.5/10</p> <p>※公立保育所及び消防施設の嵩上げ分については、税源移譲に伴い特別の地方債で措置(100%交付税措置)。</p> <p>2. 地方債による措置</p> <p>出資・施設の整備及び住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る事業(基金の積立を含むソフト事業)に要する経費について、地方債で措置し、その元利償還金の70%について地方交付税に算入する。</p> <p>3. 基幹道路(市町村道・農道・林道・漁港関連道)の整備について県が代行することができる。</p>

事項 指定区分	根拠法令	指定要件及び基準
		<p>【基準年の見直しに伴う激変緩和措置】 旧過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域について、③及び④に該当する市町村を過疎地域とする。</p> <p>③ 人口要件 ア 昭和35年国勢調査から平成27年国勢調査までの55年間の人口減少率が40%以上であること。 イ 高齢者比率(65歳以上)が35%以上であるか又は若年者比率(15歳以上30歳未満)が11%以下の場合、昭和35年国勢調査から平成27年国勢調査までの55年間の人口減少率が30%以上であること。 ただし、ア、イの場合、平成2年国勢調査から平成27年国勢調査までの25年間で10%以上人口増加している市町村は除く。</p> <p>④ 財政力要件 ②と同じ</p> <p>【令和2年国勢調査を反映した要件】 ①及び②に該当する市町村を過疎地域とする。</p> <p>① 人口要件(以下のいずれかに該当すること) ア 昭和55年国勢調査から令和2年国勢調査までの40年間の人口減少率が30%以上であること。ただし、財政力指数が0.40以下の場合には25%以上であること。 イ 高齢者比率(65歳以上)が38%以上であるか又は若年者比率(15歳以上30歳未満)が11%以下の場合、昭和55年国勢調査から令和2年国勢調査までの40年間の人口減少率が25%以上であること。 ただし、ア、イの場合、平成7年国勢調査から令和2年国勢調査までの25年間で10%以上人口増加している市町村は除く。 ウ 平成7年国勢調査から令和2年国勢調査までの25年間の人口減少率が23%以上であること。</p> <p>② 財政力要件 平成30年度から令和2年度までの3カ年平均の財政力指数が0.51以下であり、かつ、公営競技収益が40億円以下であること。</p> <p>2. 総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣が公示。</p> <p>3. 県過疎地域持続的発展方針に基づき過疎地域持続的発展市町村計画を定め、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出すること(策定は任意だが、過疎対策事業債などの特別措置を受けられる場合には、策定が必要)。</p>

起債対象事業	主な財政上の特例措置
<p>11. 火葬場 12. 公民館その他の集会施設 13. 消防施設 14. 保育所及び児童館 15. 認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項又は第3項の規定による認定を受けた施設及び幼保連携型認定こども園をいう。) 16. 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 17. 障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 18. 診療施設(巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。) 19. 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 20. 市町村立の専修学校及び各種学校 21. 図書館 22. 集落の整備のための政令で定める用地及び住宅 23. 地域文化の振興等を図るための施設 24. 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の再生可能エネルギーを利用するための施設で次に掲げるもののうち公用又は公共用に供するもの(地方財政法施行令第46条第4号及び第5号に掲げる事業を行う公営企業に係るものを除く。) ア 太陽光を電気に変換するための施設又は設備 イ 風力を発電に利用するための施設又は設備 ウ 水力を発電に利用するための施設又は設備 エ 地熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備 オ 太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備 カ 大気中の熱その他の自然界に存する熱(エ、オに掲げるものを除く。)を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備 キ バイオマス(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令(平成21年政令第222号)第4条第7号に規定するバイオマスをいう。以下同じ。)又はバイオマスを原材料とする燃料を熱源とする熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備 ク バイオマスを原材料とする燃料を製造するための施設又は設備</p> <p>25. 林業用として継続的な使用に供される作業路 26. 農業(畜産業を含む。)、林業又は漁業の経営の近代化のための施設 27. 商店街振興のために必要な共同利用施設 28. 住民の交通の便に供するための自動車(雪上車を含む。)及び渡船施設 29. 除雪機械 30. 簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設(平成19年4月1日以後の当該水道施設に係る簡易水道事業の廃止又は変更(他の簡易水道事業を譲り受けることに伴い、簡易水道事業以外の水道事業となったものに限る。)により簡易水道施設でなくなったものに限る。)</p>	<p>4. 高齢者の福祉増進等のための施設整備に対する費用の一部補助。 5. 公共下水の根幹的施設(幹線管渠等)の整備について県が代行することができる。 6. 税制上の措置 ① 減価償却の特例 ② 事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除又は不均一課税及びこれに伴う減収分の交付税措置</p>

事項 指定区分	根拠法令	指定要件及び基準
振興山村	山村振興法	<p>1. 旧農林業センサス規則による林業調査(昭和35年)の結果による旧市町村の区域に係る林野率が0.75以上であり、旧市町村の区域に係る人口を旧市町村の面積で除して得た値が1.16人/町歩(116人/km)未満であること。</p> <p>2. 施設の整備状況が十分でないため、旧市町村の区域における経済力の培養及び住民の福祉の向上が阻害されていること。</p> <p>3. 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定し、公示すること。</p> <p>※市町村長は山村振興計画を作成し、県知事の同意を得なければならない。</p>
豪雪	豪雪地帯対策特別措置法	<p>1. 昭和37年の積雪の終期までの30年以上の期間における累年平均積雪積算値が5,000cm・日以上(豪雪地帯)の存する市町村で</p> <p>① その区域の2/3以上が豪雪地帯である市町村</p> <p>② 市役所、役場又は政令で定める施設が豪雪地帯内にある市町村</p> <p>③ その区域の1/2以上が豪雪地帯であり、かつ境界線の延長の2/3以上が①、②に該当する市町村に接している市町村</p> <p>2. 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定し公示すること。</p>
特別豪雪	豪雪地帯対策特別措置法	<p>1. ①、②いずれの要件も備えた市町村</p> <p>① 昭和33～52年までの20年間の累年平均積雪積算値が15,000cm・日以上(豪雪地帯)の地域が1/2以上である市町村又はその地域内に市役所若しくは役場が所在する市町村又は昭和33～52年までの20年間の累年平均積雪積算値が最高で20,000cm・日以上、最低で5,000cm・日以上で、かつ単位面積当たりの累年平均積雪積算値が10,000cm・日以上(豪雪地帯)の市町村</p> <p>② 積雪による自動車交通の途絶の状況、医療、義務教育及び郵便物の集配の確保の困難性、財政力ならびに集落の分散度の各要素について、その実情を総合的にみて、住民の生活の支障度が著しい市町村。</p> <p>2. 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定し公示すること。</p>

起債対象事業	主な財政上の特例措置
<p>31. 市町村保健センター及びこども家庭センター</p> <p>32. 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食の実施に必要な施設及び設備</p> <p>33. 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教育又は職員のための住宅</p> <p>34. 住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(当該事業の実施のために地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条の規定により設けられる基金の積立てを含む。)</p>	
	<p>1 融資制度</p> <p>① 振興山村・過疎地域経営改善資金</p> <p>② 中山間地域活性化資金</p> <p>③ 農業改良資金(償還期限等の特例) 等</p> <p>2 補助率の嵩上げ</p> <p>① 農山漁村振興交付金の一部</p> <p>② 農山漁村地域整備交付金のうち農地整備事業(経営体育成型)(補助率55/100)</p> <p>3 採択基準等の緩和</p> <p>① 農山漁村地域整備交付金のうち農地整備事業(うち基幹農道整備 受益面積30ha以上等)等</p> <p>② 農業競争力強化農地整備事業(うち公共牧場整備事業)(既存草地面積50ha以上)</p> <p>4 その他</p> <p>① 基幹的な市町村道及び農道、林道、漁港関連道の整備(都道府県の代行)</p> <p>② 国有林野活用の特例的取扱い(分収造林契約収益分収割合 造林者：国=80：20 一般：地域=70：30)</p> <p>③ 辺地債についての特別措置</p>
	<p>1. 補助採択基準の緩和</p> <p>防災ダム事業受益面積70ha以上(通常100ha以上)</p> <p>2. 補助制度</p> <p>医師往診用雪上車1/2</p> <p>3. 地方交付税による措置</p> <p>寒冷補正</p> <p>4. 地方債による措置</p> <p>① 一般補助施設整備等事業(豪雪対策事業(別枠))</p> <p>② 防災対策事業(自然災害防止事業)</p>
道路、除雪機械、関連防雪施設(雪覆工、流雪溝、融雪施設等)	<p>1. 補助率のかさ上げ</p> <p>① 小中学校分校校舎等の新增築、教職員住宅の建築、小中学校校舎等・寄宿舎の危険建物改築</p> <p>5.5/10(通常1/2～1/3)</p> <p>② 農業農村整備事業</p> <p>1/2～5.5/10(通常4.5/10～1/2)</p> <p>2. 補助採択基準の緩和</p> <p>農業農村整備事業</p> <p>受益面積10ha、道路幅員3.0m以上(通常20ha、4.5m以上)</p> <p>3. 基幹的な市町村道の改築について県が代行することができる。</p>

指定区分	事項 根拠法令	指定要件及び基準
農産	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律	<ol style="list-style-type: none"> 農業振興地域、振興山村、過疎地域を含む市町村。ただし、人口20万人以上の市、及び人口10万人以上で人口増加率が全国平均を上回る市は除外。 主務大臣(農林水産大臣、経済産業大臣及び厚生労働大臣)が基本方針を定めて、都道府県が基本計画を定め、市町村が実施計画を定める。
特定農山村	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	<ol style="list-style-type: none"> 市町村の区域(平成5年9月27日現在) 次の①～③に該当する地域 <ol style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> 当該区域にある田の面積のうち、勾配が1/20以上の田の比率が50/100以上かつ、耕地面積のうち田の比率が33/100以上であること、又は、畑のうち勾配が15度以上の畑の比率が50/100以上かつ、耕地面積のうち畑の比率が33/100以上であること。 林野率が75/100以上であること。 次のいずれかに該当すること。 <ol style="list-style-type: none"> 平成2年における当該区域の土地総面積のうち耕地面積及び林野面積の比率が81/100以上であること。 農林業従事者数が人口(15歳以上)の10/100以上であること。 平成5年9月1日における当該区域の人口が10万人未満であること。 上記の②に該当する旧市町村の区域(昭和25年2月1日現在) 上記の①及び③に該当すること。
原発立地	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法	<ol style="list-style-type: none"> 都道府県知事は、関係市町村長の意見を聴き、立地地域の指定を申出。(要件) <ol style="list-style-type: none"> 自然的経済的社会的条件からみて一体として振興することが必要であると認められること。 発生電力量の合計が、政令で定める規模以上であること。 大都市及びその周辺の地域のうち政令で定めるもの又はそれ以外の地域で工業の集積の程度について政令で定める要件に該当するものに属さないこと。 原子力立地会議の審議を経て、内閣総理大臣が原子力発電施設等立地地域を指定。 都道府県知事は、関係市町村長の意見を聴き、原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画を提出。 原子力立地会議の審議を経て、内閣総理大臣が振興計画を決定し、各種支援措置の対象となる。

起債対象事業	主な財政上の特例措置
	<ol style="list-style-type: none"> 税制措置 農用地等を譲渡した場合の所得税の軽減 金融上の措置 日本政策金融公庫の融資(地域活性化・雇用促進資金)
	<ol style="list-style-type: none"> 各種補助率の嵩上げ 税制上の措置 固定資産税の不均一課税に伴う減収分の交付税措置 金融上の措置 地方債についての配慮 その他 <ol style="list-style-type: none"> 農地法等の特例 都市計画法の特例 登記の特例 土地改良法の特例
	<ol style="list-style-type: none"> 補助率の引上げ 道路、港湾、漁港、消防用施設、義務教育施設の5事業について、主として補助率が5.0/10から5.5/10に引上げ。 税制上の措置 事業税、不動産取得税、固定資産税の不均一課税及びこれに伴う減収分の交付税措置。 地方債による措置 総務大臣が指定した地方債の元利償還に対する交付税措置。 国による財政上、金融上、税制上の措置に関する努力義務。

地域指定一覧表

令和8年4月1日現在

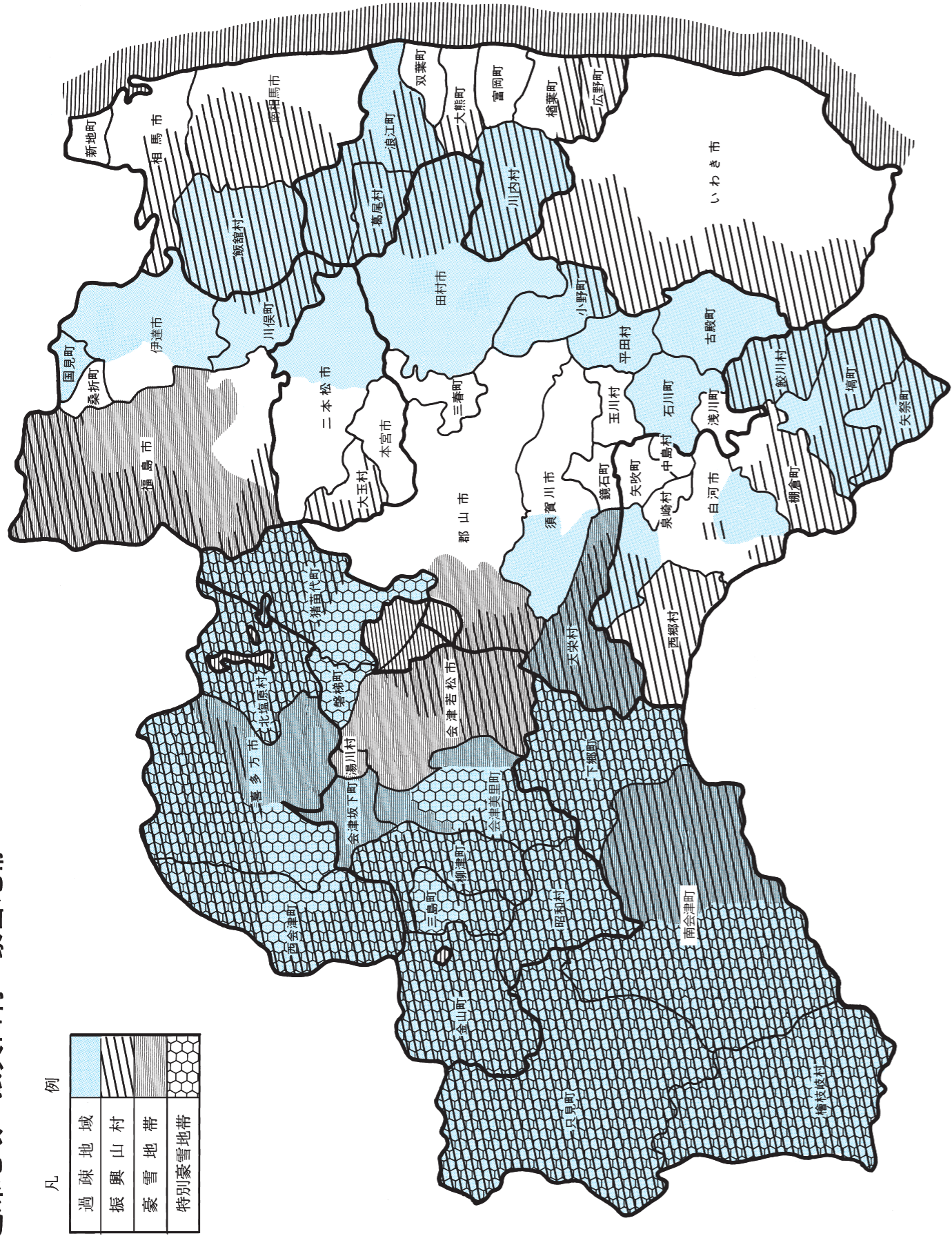
区分 市町村名	辺地	過疎	振興村	豪雪及 特別豪 雪	農産	特定 農山村	原立 発地
福島市			⑥	○	○	⑤	
会津若松市	②		④	○	○	④	
郡山市			③	○		⑧	
いわき市	③⑧		⑤			⑫	○
白河市	③	○	②		○	③	
須賀川市		○			○	①	
喜多方市	⑥	○	⑦	○ ◎	○	⑫	
相馬市	①		②		○	②	○
二本松市		○			○	⑤	
田村市	④	○	①		○	⑥	○
南相馬市			②		○		○
伊達市	①	○			○	⑦	
本宮市	③						
市計	8 ⑤⑧	6	9 ⑩⑫	4	10	11 ⑬⑭	4
桑折町					○	②	
国見町		○			○		
川俣町	⑥	○	④		○	⑤	
大玉村			①		○	①	
鏡石町							
天栄村	①	○	③	○	○	④	
下郷町	⑤	○	③	◎		③	
檜枝岐村		○	①	◎		①	
只見町	⑤	○	③	◎		③	
南会津町	⑤	○	⑧	○ ◎	○	⑧	

区分 市町村名	辺地	過疎	振興村	豪雪及 特別豪 雪	農産	特定 農山村	原立 発地
北塩原村	②	○	③	◎		③	
西会津町	④	○	⑤	◎	○	⑪	
磐梯町		○		◎			
猪苗代町	①	○	①	◎	○	⑥	
会津坂下町	③	○		○	○		
湯川村				○			
柳津町	④	○	②	◎	○	②	
三島町	①	○	①	◎		②	
金山町	⑦	○	④	◎	○	③	
昭和村	④	○	①	◎		①	
会津美里町	①	○	②	○ ◎	○	⑦	
西郷村			①		○		
泉崎村					○		
中島村					○		
矢吹町					○		
棚倉町	③		③		○	⑤	
矢祭町	③	○	②			③	
塙町	④	○	②		○	④	
鮫川村	⑥	○	①			①	
石川町		○			○	①	
玉川村	①				○		
平田村	①	○			○		
浅川町	④				○	①	
古殿町	④	○			○	②	
三春町					○	⑦	
小野町	④	○	①		○		
広野町			①			①	○

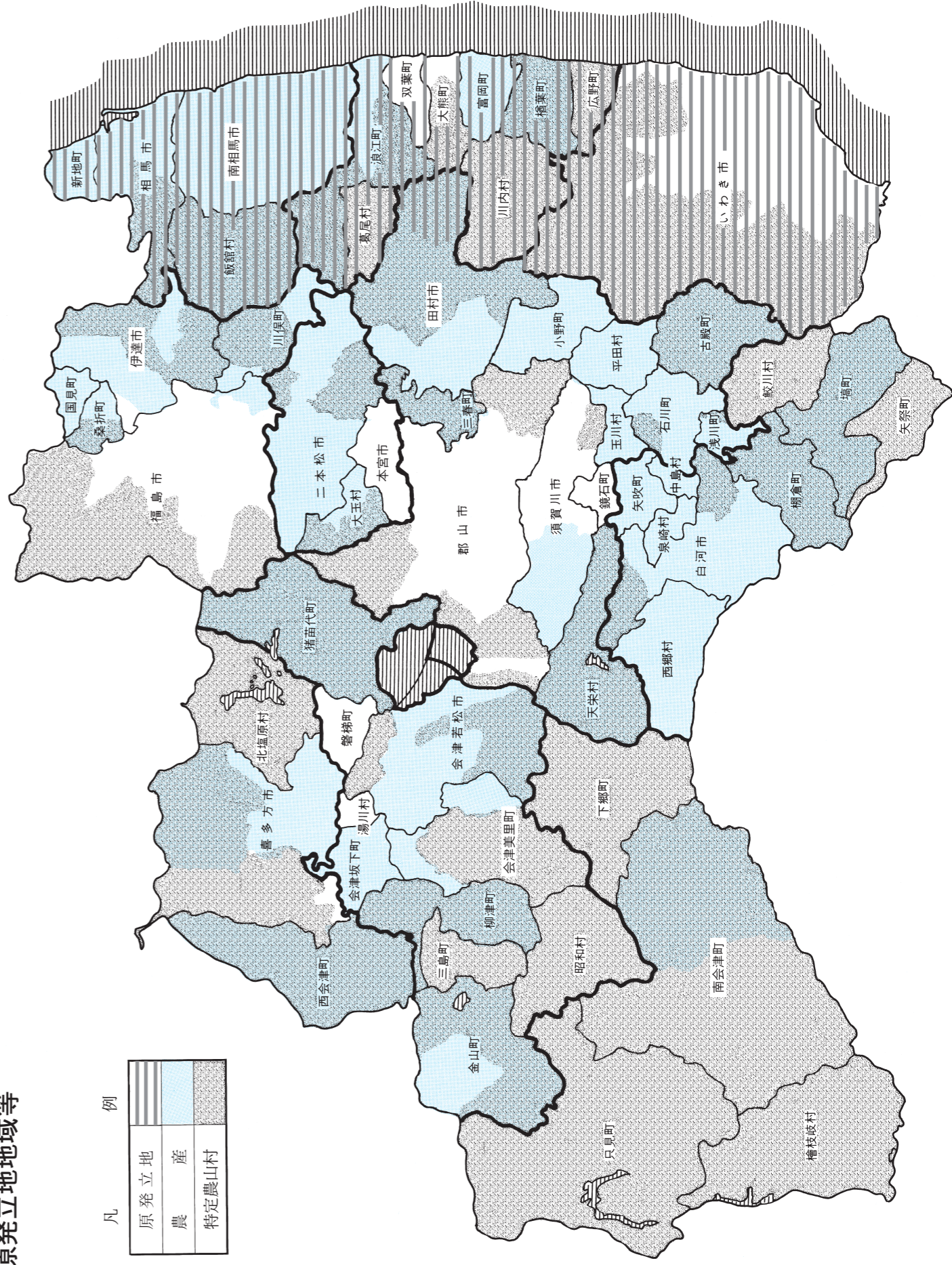
区分 市町村名	辺地	過疎	振興山村	豪雪及び特別豪雪	農産	特定農山村	原発地
檜葉町			①		○	②	○
富岡町					○		○
川内村	④	○	①			①	○
大熊町			①			①	○
双葉町							○
浪江町	②	○	②		○	②	○
葛尾村	①	○	①			①	○
新地町					○		○
飯舘村	⑨	○	②		○	②	○
町村計	27 ⑤	28	28 ⑥	16	30	31 ⑦	10
県計	35 ⑧	34	37 ⑩	20	40	42 ⑪	14

- 辺地の「○」の中の数値は当該市町村が有する辺地の数(令和8年3月31日時点)。
- 過疎の「○」には市町村の全域または一部が過疎の場合も含む。
(一部過疎となる地域は、白河市の区域のうち旧表郷村及び旧大信村、須賀川市の区域のうち旧長沼町及び旧岩瀬村、伊達市の区域のうち旧梁川町、旧霊山町及び旧月舘町、二本松市の区域のうち旧東和町及び旧岩代町。)
- 振興山村において、「○」の中の数値は当該地域指定を受けた旧町村数を表す。
- 豪雪及び特別豪雪において、「○」は豪雪(市町村の一部区域のみが豪雪の場合も含む)、「◎」は特別豪雪を表す。
- 同一市町村内に豪雪と特別豪雪が並存する場合は、「○ ◎」と表示。
- 農産の「○」は市町村の一部のみが当該地域指定を受けている場合を含む。
- 特定農山村において、「○」の中の数値は当該地域指定を受けた旧町村数を表す。
- 原発地の「○」は市町村の一部のみが当該地域指定を受けている場合を含む。

過疎地域・振興山村・豪雪地帯



原発立地地域等



一部事務組合等一覧

○一部事務組合

令和7年4月1日現在

番号	コード番号	組合の名称	事務所所在地 電話・FAX・Eメール	設立年月日	管理者	共同処理する事務	構成団体名	職員数
1	078026	福島県市町村総合事務組合	〒960-8043 福島市中町8-2 自治会館内 TEL (024) 522-2373 FAX 522-2370 soumu@fukushima-sg.jp	昭和54年4月1日	下郷町長	①常勤職員に対する退職手当の支給事務 ②消防団員等の公務災害に対する補償事務 ③消防団員に対する退職報償金の支給事務 ④消防賞じゅつ金の支給事務 ⑤議会議員その他非常勤職員の公務災害に対する補償事務(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を含む)	県内全市町村、一部事務組合及び広域連合	7
2	078077	福島県市民交通災害共済組合	〒960-8043 福島市中町8-2 自治会館内 TEL (024) 522-6682 FAX 524-0322 kotsu@fksm.jp	昭和43年4月1日	白河市長	○交通災害共済に関する事務	県内各市	0
3	078719	安達地方広域行政組合	〒964-0912 二本松市上竹二丁目172番地 TEL (0243) 22-1101 FAX 22-1102 soumu@adachikouiki.lg.jp	昭和47年4月1日	二本松市長	①安達地方の創造的、一体的な振興整備に資する地域振興事業の実施及び連絡調整 ②消防(消防団に関する事を除く) ③ごみ処理及びし尿処理 ④浄化槽法に基づく浄化槽清掃業の許可等 ⑤救急医療体制の整備 ⑥斎場の設置及び管理	二本松市 本宮市 大玉村	141
4	078115	伊達地方衛生処理組合	〒960-0650 伊達市保原町字西新田1-1 TEL (024) 582-2051 FAX 582-4641 date-eisei.soumu1@jasmine.ocn.ne.jp	昭和35年7月4日	伊達市長	①し尿処理 ②ごみ処理	伊達市 桑折町 国見町 福島市 川俣町	15
5	078697	伊達地方消防組合	〒960-0634 伊達市保原町大字泉大地内93番地1 TEL (024) 575-0180 FAX 575-4103 soumu@date119.jp	昭和46年4月1日	伊達市長	○消防事務(消防団及び消防水利に関する事務を除く。)	伊達市 桑折町 国見町 川俣町	151
6	078093	公立藤田病院組合	〒969-1793 伊達国見町大字塚野目字三本木14番地 TEL (024) 585-2121 FAX 585-5892 info@fujita-hp.jp	昭和26年5月1日	国見町長	○病院事業	国見町 桑折町 伊達市	387
7	078069	川俣方衛生処理組合	〒960-1401 伊達郡川俣町飯坂字下戸山9-4 TEL (024) 565-2720 FAX 563-5171 kawa-ei@khaki.plala.or.jp	昭和38年12月28日	川俣町長	○し尿処理	川俣町 福島市	2
8	078085	福島県伊達郡国見町桑折町有北山組合	〒969-1792 伊達郡国見町大字藤田字一丁田二番7 TEL (024) 585-2986 FAX 585-2181 sangyo@town.kunimi.fukushima.jp	明治40年7月13日	国見町長	○国見町、桑折町の一部地区の既得共有に係る土地に関する事務	国見町 桑折町	0
9	078859	福島地方水道用水供給企業団	〒960-0201 福島市飯坂町字沼ノ上1番地の1 TEL (024) 541-4100 FAX 541-4180 f-wsa@siren.ocn.ne.jp	昭和60年10月5日	企業長 (福島市長)	○水道用水供給施設の設置運営	福島市 二本松市 伊達市 桑折町 国見町 川俣町	21
10	078760	郡山地方広域消防組合	〒963-8877 郡山市堂前町5番16号 TEL (024) 923-8171 FAX 923-1228 somu-shomu@shobo.koriyama.fukushima.jp	昭和48年4月1日	郡山市長	○消防本部及び消防署の設置運営、救急施設の設置、運営	郡山市 田村市 三春町 小野町	412
11	078191	公立岩瀬病院企業団	〒962-8503 須賀川市北町20番地 TEL (0248) 75-3111 FAX 73-2417 koho@iwase-hp.jp	明治5年4月16日	企業長	○病院経営の事務	須賀川市 鏡石町 天栄村 玉川村	400
12	078492	公立小野町地方総合病院企業団	〒963-3401 田村郡小野町字小野新町字機木内6番地2 TEL (0247) 72-3181 FAX 72-3837 soumu@ono-hp.jp	昭和29年5月6日	企業長	○公立小野町地方総合病院の設置、運営	小野町 田村市 平田村 川内村 いわき市	122

番号	コード番号	組合の名称	事務所所在地 電話・FAX・Eメール	設立年月日	管理者	共同処理する事務	構成団体名	職員数
13	078751	須賀川地方広域消防組合	〒962-0022 須賀川市丸田町153番地 TEL (0248) 76-3111 FAX 75-3917 soumu@sukagawa119.jp	昭和48年4月1日	須賀川市長	①消防本部及び消防署の設置運営に関する事務 ②救急施設の設置、運営に関する事務	須賀川市 鏡石町 天栄村 石川町 玉川村 平田村 浅川町 古殿町	209
14	078204	須賀川地方保健環境組合	〒962-0001 須賀川市森宿字ピノ首43番地1 TEL (0248) 73-4515 FAX 73-4526 kumikan@kankyousukagawatiho.jp	昭和38年1月30日	須賀川市長	①し尿処理施設の設置運営に関する事務 ②ごみ処理施設の設置運営に関する事務 ③休日夜間急病診療所の設置運営に関する事務 ④救急医療施設運営費補助事業及び救急医療の整備に関する事務 ⑤斎場の設置運営に関する事務	須賀川市 鏡石町 天栄村	14
15	078468	石川地方生活環境施設組合	〒963-7825 石川郡石川町大字沢井字川井255 TEL (0247) 26-2784 FAX 26-2649 kankyou0@ecokumi.com	昭和36年6月1日	石川町長	①し尿処理 ②ごみ処理 ③火葬場 ④墓地	石川町 浅川町 古殿町 平田村 玉川村	14
16	078671	白河地方広域市町村圏整備組合	〒961-0416 白河市表郷金山字長者久保2番地 TEL (0248) 21-5193 FAX 21-9953 zimukyoku@kouiki.shirakawa.jp	昭和45年9月1日	白河市長	①組合市町村との連絡調整に関する事務 ②消防に関する事務(消防団に関する事務を除く) ③救急医療運営費補助事業に関する事務 ④介護保険法(平成9年法律第123号)第27条から第35条まで及び第37条に規定する介護認定審査会の設置及び運営並びにそれに必要な業務に関する事務 ⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営並びにそれに必要な業務に関する事務 ⑥情報通信ネットワーク及び共同運用システムの運営管理に関する事務 ⑦組合市町村のうち白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村に関する廃棄物処理施設の設置及び運営管理に関する事務 ⑧組合市町村のうち白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町に関する水道用水供給施設の設置及び経営に関する事務 ⑨地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき、組合市町村が賦課徴収することとされている地方税並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第7条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税に係る滞納事案のうち、組合市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る滞納整理に関する事務	白河市 矢吹町 西郷村 泉崎村 中島村 棚倉町 矢祭町 端町 鮫川村	232
17	078441	東白衛生組合	〒963-5406 東白川郡端町大字上洪井字岩下18-7 TEL (0247) 43-0378 FAX 43-3866 f-touei@muse.ocn.ne.jp	昭和37年4月26日	端町長	①し尿処理業務 ②ごみ処理業務 ③火葬業務	棚倉町 端町 矢祭町 鮫川村	20
18	078727	会津若松地方広域市町村圏整備組合	〒965-0037 会津若松市中央三丁目10-12 TEL (0242) 24-6311 FAX 24-6313 aizu.kouiki1@119-aizu.jp	昭和47年4月1日	会津若松市長	①消防(消防団に関する事務を除く) ②ごみ処理施設の設置、管理及び運営 ③し尿処理施設の設置、管理及び運営 ④介護認定審査会の設置及び運営 ⑤水道用水供給施設の設置及び運営(会津若松市、会津坂下町及び会津美里町に限る。)	会津若松市 磐梯町 猪苗代町 会津坂下町 湯川村 柳津町 三島町 金山町 昭和村 会津美里町	322

番号	コード番号	組合の名称	事務所所在地 電話・FAX・Eメール	設立年月日	管理者	共同処理する事務	構成団体名	職員数
19	078689	喜多方地方広域市町村圏組合	〒966-0015 喜多方市関柴町上高嶺字割田4番地1 TEL (0241) 22-3426 FAX 22-2734 info@kouiki.kitakata.fukushima.jp	昭和46年4月1日	喜多方市長	①喜多方地方広域事業計画(組合市町村の一体的な地域振興を図るための計画をいう。)の策定、事業の実施及び連絡調整 ②消防(消防団に関するものを除く。) ③し尿処理・ごみ処理 ④救急医療体制の整備 ⑤研修 ⑥斎場の設置及び管理運営 ⑦喜多方プラザの管理運営 ⑧介護認定審査会の設置及び審査判定業務 ⑨喜多方地方広域的な地域情報通信ネットワークの整備及び管理運営 ⑩障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第15条に規定する審査会の設置及び審査判定業務	喜多方市 北塩原村 西会津町	137
20	078255	磐梯町外一市二町一ヶ村組合	〒969-3392 耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋1855番地 TEL (0242) 74-1223 FAX 73-2115 bandaimachi_hoka@town.bandai.fukushima.jp	明治33年11月24日	磐梯町長	入会林野の維持管理及び処分	磐梯町 会津若松市 湯川村 猪苗代町	0
21	078778	南会津地方広域市町村圏組合	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字西上川原乙65番地 TEL (0241) 62-0054 FAX 62-0115 soumu@minamiaizu-kouiki.jp	昭和48年4月1日	南会津町長	①視聴覚教育に関すること。 ②広域観光事業に関すること。 ③救急医療体制の整備に関すること。 ④老人ホーム入所判定委員会に関すること。 ⑤介護認定審査会の設置及び運営に関すること。 ⑥消防に関すること(消防団に関するものを除く。) ⑦特別養護老人ホームの整備に関すること。 ⑧語学指導等を行う外国青年招致に関すること。 ⑨一般廃棄物処理施設の設置及び管理運営に関すること(南会津町、下郷町及び只見町に限る。) ⑩廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく事務のうち次に掲げる事項に関すること(南会津町、下郷町及び只見町に限る。) ア 一般廃棄物処理計画の策定に関すること。 イ 一般廃棄物の収集、運搬、処分に関すること。 ウ 一般廃棄物処理業の許可等(報告の徴収、立入検査、改善命令を含む。)に関すること。 エ 一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物の処理に関すること。 ⑪容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)に基づく事務のうち次に掲げる事項に関すること(南会津町、下郷町及び只見町に限る。) ア 容器包装廃棄物の分別収集計画の策定に関すること。 イ 容器包装廃棄物の収集、運搬、処分に関すること。 ⑫浄化槽法(昭和58年法律第43号)に基づく浄化槽清掃業の許可等(指示、許可の取消し、事業の停止等を含む。)に関すること(南会津町、下郷町及び只見町に限る。) ⑬火葬場の設置運営に関すること(南会津町、下郷町及び只見町に限る。)	南会津町 下郷町 檜枝岐村 只見町	126

番号	コード番号	組合の名称	事務所所在地 電話・FAX・Eメール	設立年月日	管理者	共同処理する事務	構成団体名	職員数
22	078735	双葉地方広域市町村圏組合	〒979-1111 双葉郡富岡町小浜553-1 TEL (0240) 22-3333 FAX 22-4076 info@futaba-koiki.jp	昭和47年4月1日	大熊町長	①消防に関すること(消防団は除く) ②町村職員の研修に関すること ③准看護学院の設置及び管理に関すること ④し尿処理施設、ごみ処理施設、産業廃棄物最終処分場の設置及び管理運営に関すること ⑤廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び浄化槽法に規定する市町村の事務に関すること ⑥共同汚泥焼却施設の設置及び管理運営に関すること(川内村、葛尾村を除く) ⑦斎場の設置及び管理運営に関すること ⑧構成町村に波及する地域振興事業の実施に関すること ⑨救急医療対策事業にかかる補助金交付に関すること ⑩介護認定審査会の設置及び運営に関すること ⑪障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関すること ⑫双葉郡立診療所の設置及び管理に関すること ⑬災害弔慰金審査会の設置及び運営に関すること	広野町 富岡町 大熊町 浪江町 榎葉町 川内村 双葉町 葛尾村	152
23	078883	双葉地方水道企業団	〒979-0515 双葉郡榎葉町大字小高字小山6-2 TEL (0240) 25-5315 FAX 25-5385 soumu@f-mizu.jp	平成3年3月18日	企業長 (榎葉町長)	①水道事業 ②工業用水道事業	広野町 富岡町 双葉町	29
24	078701	相馬地方広域市町村圏組合	〒976-8601 相馬市中村字北町63番地の3 TEL (0244) 35-0211 FAX 36-8932 soma-koiki@theia.ocn.ne.jp	昭和46年7月1日	南相馬市長	①消防に関すること(消防団に関するものを除く。) ②看護専門学校の設置及び管理運営に関すること ③ごみ処理の広域化に関すること ④救急医療対策事業にかかる補助金交付に関すること ⑤構成市町村に波及する地域振興事業の実施に関する事務 ⑥基幹相談支援センターに関すること	相馬市 新地町 南相馬市 飯館村	173
25	078891	相馬地方広域水道企業団	〒976-0001 相馬市大野台二丁目3番地の5 TEL (0244) 35-6800 FAX 36-2409 soumu@suido-soma.jp	平成4年8月17日	企業長 (相馬市長)	○水道事業	相馬市 新地町 南相馬市(鹿島区)	26
26	078620	相馬方部衛生組合	〒976-8601 相馬市中村字北町63番地の3 TEL (0244) 35-4124 FAX 35-4143 somahobu@eagle.ocn.ne.jp	昭和39年1月10日	相馬市長	①し尿処理 ②ごみ焼却場 ③火葬場 ④病院 ⑤訪問看護ステーション ⑥松川浦環境公園 ⑦有害鳥獣焼却場	相馬市 新地町	221

○広域連合

番号	コード番号	組合の名称	事務所所在地 電話・FAX・Eメール	設立年月日	管理者	共同処理する事務	構成団体名	職員数
1	078921	福島県後期高齢者医療広域連合	〒960-8043 福島市中町8番2号 自治会館2階 TEL (024) 528-9025 FAX 521-0254 f-info@fukushima-kouiki.jp	平成19年2月1日	連合長 (福島市長)	後期高齢者医療制度に関する事務のうち ①被保険者の資格の管理に関する事務 ②医療給付に関する事務 ③保険料の賦課に関する事務 ④保健事業に関する事務 ⑤その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務	県内全市町村	1

地方公営企業事業数

令和7年3月31日現在

【表の見方】

- ……一部事務組合に加入。
- 流域……流域関連公共下水道、公共……単独公共下水道、特環……特定環境保全公共下水道、農集……農業集落排水事業、林集……林業集落排水事業、簡排……簡易排水事業、小集……小規模集排水処理事業、特地……特定地域生活排水処理事業、個排……個別排水処理事業
- 、() の中の数値は施設数である。
※ 上水、下水、簡水については、事業数と施設数は同数とする。
※ 介護サービス事業については、○の数値が事業数、() の数値が施設数とする。

事業名 団体名	法適用企業						法非適用企業									
	上(簡水含む)水	工水	病院	宅造	下水	その他	簡水	電気	市場	観(休養)光	観(索道)光	その他観光	宅造	駐車場	介護	下水
福島市	○●				○流域 ○特環 ○農集				①				③			
会津若松市	○●				○公共 ○農集 ○特地				①			⑥ ※1	③			
郡山市	○				○流域 ○特環 ○農集				①			① 熱海温泉	⑥	①		
いわき市	○	①	①●		○公共 ○農集	○ 地域汚水 処理事業			①			③ ※2	②			
白河市	○●	①			○公共 ○農集 ○特地				①						① (4)	
須賀川市	○		●		○流域 ○特環 ○農集											○特地
喜多方市	○				○公共 ○特環 ○農集 ○小集								②			
相馬市	●		●		○公共 ○農集										●	
二本松市	○●			②	○流域 ○特環				①							
田村市	○		①●		○流域											
南相馬市	○●	①	①		○公共 ○特環 ○農集								④			
伊達市	○●		●		○流域 ○農集								②			
本宮市	○				○流域								②			
市計 (施設数)	12	3 (3)	3 (3)	1 (2)	32	1	0	0 (0)	6 (6)	0 (0)	0 (0)	3 (10)	8 (22)	1 (1)	1 (4)	1

※1 鶴ヶ城(天守閣、西出丸駐車場、三の丸駐車場、茶室隣閣、南口駐車場、東口駐車場)

※2 いわき湯本温泉、湯本駅前みゆきの湯、上の湯

事業名 団体名	法適用企業						法非適用企業									
	上(簡水含む)水	工水	病院	宅造	下水	その他	簡水	電気	市場	観(休養)光	観(索道)光	その他観光	宅造	駐車場	介護	下水
桑折町	○●		●		○流域											
国見町	○●		●		○流域								①			
川俣町	○●												③			
大玉村	○				○農集											
鏡石町	○		●		○流域 ○農集								①			
天栄村	○		●		○農集 ○簡排	○ 大山排水							①			
下郷町	○				○農集											
檜枝岐村							○			② ※1	○	① ※2				○特環
只見町	○				○農集											① (1)
南会津町	○				○公共 ○特環 ○農集 ○林集 ○簡排											
北塩原村	○				○特環 ○農集 ○簡排											
西会津町	○				○特環 ○農集 ○特地 ○個排								②			
磐梯町	○				○特環 ○農集 ○林集 ○特地											
猪苗代町	○		①		○公共 ○特環 ○農集											
会津坂下町	○●				○公共 ○農集											
湯川村					○特環 ○農集											
柳津町	○				○特環 ○農集 ○林集 ○簡排						○		①			
三島町	○				○農集 ○特地											
金山町	○				○特環 ○農集 ○特地											
昭和村	○				○特環 ○農集 ○特地											
会津美里町	○●				○公共 ○特環 ○農集 ○特地								①			

※1 尾瀬沼ヒュッテ、尾瀬御池ロッジ

※2 駐車場

事業名 団体名	法適用企業						法非適用企業									
	上(簡水含む)水	工水	病院	宅造	下水	その他	簡水	電気	市場	観(休養)光	観(索道)光	その他観光	宅造	駐車場	介護	下水
西郷村	○●	③			○公共 ○農集											
泉崎村	○●		想定企業 会計 ①	③	○農集											
中島村	○●				○農集								②			
矢吹町	○●				○流域 ○農集								①			
棚倉町	○●				○公共 ○農集											
矢祭町	○				○農集								②			
塙町	○				○特環 ○農集											
鮫川村	○				○農集											
石川町	○												④			
玉川村	○		●		○農集								①			
平田村	○		●		○農集											
浅川町	○				○特環 ○農集	○ 花火の里 污水处理							①			
古殿町	○				○農集 ○林集								①			
三春町	○		①	⑦	○公共 ○農集 ○特地 ○個排											
小野町	○		●													○特地
広野町	●	●			○特環 ○農集								⑦			
楢葉町	●	●			○特環								⑤			●公共
富岡町	●	●											③			○公共 ○農集 ●公共
川内村			●		○農集											
大熊町	●	●											②			○特環 ○農集 ●公共
双葉町	●	●			○公共											●公共
浪江町	○				○公共								①			●公共

事業名 団体名	法適用企業						法非適用企業									
	上(簡水含む)水	工水	病院	宅造	下水	その他	簡水	電気	市場	観(休養)光	観(索道)光	その他観光	宅造	駐車場	介護	下水
葛尾村	○															
新地町	●		●		○特環 ○農集										●	
飯館村	○				○農集											
町村計 (施設数)	37	1 (3)	3 (2)	2 (10)	79	2	1	0 (0)	0 (0)	1 (2)	2 (2)	1 (1)	19 (40)	0 (0)	1 (1)	6
市町村合計 (施設数)	49	4 (6)	6 (5)	3 (12)	111	3	1	0 (0)	6 (6)	1 (2)	2 (2)	4 (11)	27 (62)	1 (1)	2 (5)	7
会津若松地方 広域市町村圏 整備組合	○															
福島地方水道用 水供給企業団	○															
白河地方 広域市町村圏 整備組合	○															
公立藤田病院組合			①													
公立岩瀬病院 企業団			①													
公立小野町 地方総合病院 企業団			①													
相馬方部 衛生組合 (公立相馬病院)			①												① (1)	
双葉地方 水道企業団	○	①														
双葉地方広域 市町村圏組合																○公共
相馬地方広域 水道企業団	○															
一部事務組合計 (施設数)	5	1 (1)	4 (4)												1 (1)	1
県計 (施設数)	54	5 (7)	10 (9)	3 (12)	111	3	1	0 (0)	6 (6)	1 (2)	2 (2)	4 (11)	27 (62)	1 (1)	3 (6)	8

事業数合計 239
 ※法非適下水内訳: 公共…2、特環…2、農集…2、特地…2

国勢調査人口の推移

市町村名	人 口 の 推 移			(F) / (A) ×100	(E) / (B) ×100	(D) / (A) ×100	(C) - (A) (F)	(C) - (B) (E)	(B) - (A) (D)	令和2年 国勢調査 (C)	平成27年 国勢調査 (B)	平成22年 国勢調査 (A)
	(F) / (A) ×100	(E) / (B) ×100	(D) / (A) ×100									
福島市	292,590	294,247	282,693	0.6	-3.9	0.6	-9,897	-11,554	1,657	282,693	294,247	292,590
会津若松市	126,220	124,062	117,376	-1.7	-5.4	-1.7	-8,844	-6,686	-2,158	117,376	124,062	126,220
郡山市	338,712	335,444	327,692	-1.0	-2.3	-1.0	-11,020	-7,752	-3,268	327,692	335,444	338,712
いわき市	342,249	350,237	332,931	2.3	-4.9	2.3	-9,318	-17,306	7,988	332,931	350,237	342,249
白河市	64,704	61,913	59,491	-4.3	-3.9	-4.3	-5,213	-2,422	-2,791	59,491	61,913	64,704
須賀川市	79,267	77,441	74,992	-2.3	-3.2	-2.3	-4,275	-2,449	-1,826	74,992	77,441	79,267
喜多方市	52,356	49,377	44,760	-5.7	-9.4	-5.7	-7,596	-4,617	-2,979	44,760	49,377	52,356
相馬市	37,817	38,556	34,865	2.0	-9.6	2.0	-2,952	-3,691	739	34,865	38,556	37,817
二本松市	59,871	58,162	53,557	-2.9	-7.9	-2.9	-6,314	-4,605	-1,709	53,557	58,162	59,871
田村市	40,422	38,503	35,169	-4.7	-8.7	-4.7	-5,253	-3,334	-1,919	35,169	38,503	40,422
南相馬市	70,878	57,797	59,005	2.1	-16.8	2.1	-11,873	1,208	-13,081	59,005	57,797	70,878
伊達市	66,027	62,400	58,240	-5.5	-6.7	-5.5	-7,787	-4,160	-3,627	58,240	62,400	66,027
本宮市	31,489	30,924	30,236	-1.8	-2.2	-1.8	-1,253	-688	-565	30,236	30,924	31,489
市 計	1,602,602	1,579,063	1,511,007	-1.5	-4.3	-1.5	-91,595	-68,056	-23,539	1,511,007	1,579,063	1,602,602
桑折町	12,853	12,271	11,459	-4.5	-6.6	-4.5	-1,394	-812	-582	11,459	12,271	12,853
国見町	10,086	9,512	8,639	-5.7	-9.2	-5.7	-1,447	-873	-574	8,639	9,512	10,086
川俣町	15,569	14,452	12,170	-7.2	-15.8	-7.2	-3,399	-2,282	-1,117	12,170	14,452	15,569
大玉村	8,574	8,679	8,900	1.2	2.5	1.2	326	221	105	8,900	8,679	8,574
石川町	12,815	12,486	12,318	-2.6	-1.3	-2.6	-497	-168	-329	12,318	12,486	12,815
天下栄町	6,291	5,611	5,194	-10.8	-7.4	-10.8	-1,097	-417	-680	5,194	5,611	6,291
下郷村	6,461	5,800	5,264	-10.2	-9.2	-10.2	-1,197	-536	-661	5,264	5,800	6,461
檜枝岐村	636	615	504	-3.3	-18.0	-3.3	-132	-111	-21	504	615	636
只見町	4,932	4,470	4,044	-9.4	-9.5	-9.4	-888	-426	-462	4,044	4,470	4,932
北会津町	17,864	16,264	14,451	-9.0	-11.1	-9.0	-3,413	-1,813	-1,600	14,451	16,264	17,864
南会津町	3,185	2,831	2,556	-11.1	-9.7	-11.1	-629	-275	-354	2,556	2,831	3,185
西会津町	7,366	6,582	5,770	-10.6	-12.3	-10.6	-1,596	-812	-784	5,770	6,582	7,366
磐梯町	3,761	3,579	3,322	-4.8	-7.2	-4.8	-439	-257	-182	3,322	3,579	3,761
猪苗代町	15,805	15,037	13,552	-4.9	-9.9	-4.9	-2,253	-1,485	-768	13,552	15,037	15,805

会津下町	17,360	16,303	15,068	-6.1	-7.6	-6.1	-2,292	-1,235	-1,057	15,068	16,303	17,360
湯川村	3,364	3,206	3,081	-4.7	-3.9	-4.7	-283	-125	-158	3,081	3,206	3,364
柳津町	4,009	3,536	3,081	-11.8	-12.9	-11.8	-928	-455	-473	3,081	3,536	4,009
三島町	1,926	1,668	1,452	-13.4	-12.9	-13.4	-474	-216	-258	1,452	1,668	1,926
金山町	2,462	2,189	1,862	-11.1	-14.9	-11.1	-600	-327	-273	1,862	2,189	2,462
昭和三里村	1,500	1,322	1,246	-11.9	-5.7	-11.9	-254	-76	-178	1,246	1,322	1,500
会津美里町	22,737	20,913	19,014	-8.0	-9.1	-8.0	-3,723	-1,899	-1,824	19,014	20,913	22,737
西郷村	19,767	20,322	20,808	2.8	2.4	2.8	1,041	486	555	20,808	20,322	19,767
泉崎村	6,802	6,495	6,213	-4.5	-4.3	-4.5	-589	-282	-307	6,213	6,495	6,802
中島村	5,154	5,001	4,885	-3.0	-2.3	-3.0	-269	-116	-153	4,885	5,001	5,154
矢吹町	18,407	17,370	17,287	-5.6	-0.5	-5.6	-1,120	-83	-1,037	17,287	17,370	18,407
棚倉町	15,062	14,295	13,343	-5.1	-6.7	-5.1	-1,719	-952	-767	13,343	14,295	15,062
祭川町	6,348	5,950	5,392	-6.3	-9.4	-6.3	-956	-558	-398	5,392	5,950	6,348
川原町	9,884	9,157	8,302	-7.4	-9.3	-7.4	-1,582	-855	-727	8,302	9,157	9,884
川崎町	3,989	3,577	3,049	-10.3	-14.8	-10.3	-940	-528	-412	3,049	3,577	3,989
石川町	17,775	15,880	14,644	-10.7	-7.8	-10.7	-3,131	-1,236	-1,895	14,644	15,880	17,775
玉川村	7,231	6,777	6,392	-6.3	-5.7	-6.3	-839	-385	-454	6,392	6,777	7,231
平田村	6,921	6,505	5,826	-6.0	-10.4	-6.0	-1,095	-679	-416	5,826	6,505	6,921
浅川町	6,888	6,577	6,036	-4.5	-8.2	-4.5	-852	-541	-311	6,036	6,577	6,888
古殿町	6,030	5,373	4,825	-10.9	-10.2	-10.9	-1,205	-548	-657	4,825	5,373	6,030
三春町	18,191	18,304	17,018	0.6	-7.0	0.6	-1,173	-1,286	113	17,018	18,304	18,191
小野町	11,202	10,475	9,471	-6.5	-9.6	-6.5	-1,731	-1,004	-727	9,471	10,475	11,202
広野町	5,418	4,319	5,412	-20.3	25.3	-20.3	-6	1,093	-1,099	5,412	4,319	5,418
榎葉町	7,700	975	3,710	-87.3	280.5	-87.3	-3,990	2,735	-6,725	3,710	975	7,700
富岡町	16,001	0	2,128	-100.0	0	-100.0	-13,873	2,128	-16,001	2,128	0	16,001
内川村	2,820	2,021	2,044	-28.3	1.1	-28.3	-776	23	-799	2,044	2,021	2,820
熊野町	11,515	0	847	-100.0	0	-100.0	-10,668	847	-11,515	847	0	11,515
双葉町	6,932	0	0	-100.0	0	-100.0	-6,932	0	-6,932	0	0	6,932
浪江町	20,905	0	1,923	-100.0	0	-100.0	-18,982	1,923	-20,905	1,923	0	20,905
葛尾村	1,531	18	420	-98.8	2,233.3	-98.8	-1,111	402	-1,513	420	18	1,531
新地町	8,224	8,218	7,905	-0.1	-3.8	-0.1	-319	-313	-6	7,905	8,218	8,224
飯館村	6,209	41	1,318	-99.3	3,114.6	-99.3	-4,891	1,277	-6,168	1,318	41	6,209
町 計	426,462	334,976	322,145	-21.5	-3.8	-21.5	-104,317	-12,831	-91,486	322,145	334,976	426,462
県 計	2,029,064	1,914,039	1,833,152	-5.7	-4.2	-5.7	-195,912	-80,887	-115,025	1,833,152	1,914,039	2,029,064

※ 市町村合併を行った団体に係る数値は、当該団体の構成市町村に係る各数値の単純合計額または当該単純合計額から算出される額を記載しています。

福島県市町村要覧 2026

令和8年5月発行

編集 福島県総務部市町村総室
〒960-8670 福島市杉妻町2番16号
TEL 024-521-7059
FAX 024-521-7904

発行 (公財)福島県市町村振興協会
〒960-8043 福島市中町8番2号
TEL 024-522-6682
FAX 024-524-0322
